

令和5年3月13日

施設の使用における遵守事項（お願い）
（新型コロナウイルス感染拡大予防対応分）

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター
一時使用施設使用申請者 各位

施設部プロパティ運用課
共用施設マネジメントセンター

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター（以下「会場」という。）の使用につきましては、「京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター一時使用施設使用申請書（様式1-1等）」に記載された「施設の使用に関する注意事項」のほか、新型コロナウイルス感染症への今後の対応として下記の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

記

【基本事項】

1. 利用人数

各会場における定員（最大収容人数）の100%以内とします。

2. 参加者が使用する手指消毒用アルコール等を準備してください。

※飲食を伴う催物を実施する場合には、飲食会場では人数制限を設けて身体的距離を確保する等、感染防止に配慮していただきますようお願いいたします。

※感染が大きく拡大した場合などは、それによる開催制限を適用いたします。

【使用時に使用責任者が遵守する事項】

1. 参加者に会場における注意事項を説明すること。

2. 参加者に、適切なマスクの正しい着用を周知・徹底してください。

（令和5年4月1日以降のマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とします。）

3. 会場入口で検温を行うなどして、発熱等の症状のある者、体調不良の者には入場を断ってください。

（数に限りがありますが、事務室にて非接触型体温計の貸出は可能です。）

4. 会場入口付近に手指消毒用アルコール等を配置し、参加者に手指の消毒を徹底してください。

5. 入退場時には、人と人との十分な間隔を確保できるように誘導してください。

6. 換気のため空調設備を常時運転又はこまめな換気を徹底してください。

7. 行事終了後の会場内のドアノブ、机、椅子等の消毒をお願いします。（範囲及び使用するアルコール消毒液等は、管理事務室との事前打合せ時に説明します。）

※ 参加者の遵守事項（マスク着用、対人距離の確保、検温、手指の消毒等）は、主催者にも適用されます。